



報道機関 各位

記者発表資料
 令和4年12月19日（月）
 問い合わせ先：資源循環政策課
 課長：永堀
 担当：金澤、波左間
 電話：829-1338
 内線：3160



リユース品を無料で回収します

市内のリユース活動を促進し、環境負荷の少ない「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”」の実現に寄与することを目的として、株式会社ecommitと「廃棄物の減量・資源化の推進等に関する協定」を締結し、市民が持ち寄ったリユース品を無料^{*1}で回収する実証実験を行います。

1 区役所での回収

- (1) 日時 12月25日（日）10時00分から16時00分まで
- (2) 場所 緑区役所 駐車場（緑区大字中尾975番地1）
- (3) 対象品 食器・キッチン用品、工具、家具・インテリア、家電（製造7年以内）、おもちゃ、雑貨ほか持ち込み基準内のまだ使用できるもの
（フードドライブ^{*2}同時開催）

2 環境センターでの回収

- (1) 日時 12月29日（木）、30日（金）8時30分から16時30分まで
12月31日（土）8時30分から12時00分まで
のいずれも予約枠内
- (2) 場所 クリーンセンター大崎（緑区大崎317）
- (3) 対象者 環境センターへごみを持ち込む市民（持ち込み予約をした市民が対象）
- (4) 対象品 ごみとして持ち込まれた中で、同基準内のまだ使用できるもの

^{*1}売却益は、さいたま市の3R推進事業に使用されます。

※²フードドライブとは

さいたま市では食品ロスを削減するため、市民の皆様から余った食品をお預かりし、「特定非営利活動法人フードバンク埼玉」を通じて地域の福祉施設などに寄付しています。民間事業者とも連携し市内27か所に受付窓口を設置しています。

リユース品を回収します(実証実験)

まだ使えるものを
全部ごみにするのは
もったいないな…



「自分はもういらないけど、
まだ十分に使えるもの」を
お持ち込みください。
市が無償で引き取り、連携す
る企業を介して次の使い手に
繋げます!

リユースとは、誰かが不要と判断し手放したものを、まだ価値を見出してくれる方につなぐことです。ご家庭の使っていない品物を次の世代につなぎませんか?

お預かりした品物は、株式会社ecommitを通じて国内外で再使用されます。売却益は、環境局3R推進事業に使用されます。※この企画はさいたま市・(株)ecommitが連携して行う官民連携の実証実験です。

令和4年

12/25

日

10:00▶16:00

フードドライブも同時開催します!

「フードドライブ」とは、家庭で
余っている食品を回収し、福祉施
設等に寄付する活動のことです。



会場

緑区役所 駐車場

〒336-8587

さいたま市緑区大字中尾975番地1



持ち込みできるもの

さいたま市 リユース品試験回収



食器・キッチン用品	工具
割れ、欠け、ひびのないもの カビ・サビがないもの 食器、コップ、スプーン、フォーク、鍋、 フライパン、やかん、調理器具等	腐食、変形していないもの サビや汚れ、非通電も持ち込み可能 手工具、電動工具（インパクトドライバー、 電動ドリル、サンダー、グラインダー等）、 草刈り機、道具箱等
家具・インテリア	家電
部品が揃っているもの 傷・破損・カビ・汚れがないもの タンス、クローゼット、テーブル、イス、 ソファ、本棚、食器棚、照明器具、ベッド、 置物、置時計、掛け時計等	製造7年以内 通電・稼働するもの サビ、破損がないもの カメラ、プリンター、ガステーブル、アンプ、ラジカセ、コ ンポ、ミシン、電子レンジ等
おもちゃ	雑貨・その他
部品が揃っているもの 分解していないもの ゲーム機、ゲームソフト、フィギュア、 ミニカー、プラレール、ぬいぐるみ、 知育玩具、乗用玩具等	再使用可能なもの カビ、サビ、破損がないもの アクセサリ、腕時計、靴、財布、 ベルト、帽子、スポーツ用品、楽器、 アウトドア用品、ガーデニング用品等

注意点

- ① まだ十分に使えるそうですか？
- ② 壊れや破れ、欠品、ひどい汚れやカビはありませんか。
- ③ 持ち込みできるものか再度ご確認ください。

フードバンク対象食品

以下の「4つの条件」を満たす食品

- ① 賞味期限が明記され、1か月以上あるもの
- ② 常温で保存可能なもの
(生鮮食品、冷凍食品は対象外)
- ③ 未開封であるもの
- ④ 破損で中身が出ていないもの

フードドライブ
詳細はこちら



持ち込みできないもの

リサイクル家電	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)
蛍光灯・電池類	蛍光灯・乾電池、バッテリー・バッテリー内蔵機器等
個人情報機器	パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット等
危険物等	危険物類(油類、火薬類の発火物、燃料缶)、土類、がれき等

「次の人がそのまま使えて、
使うのに不自由しないもの」
をお持ちください。



リユース品には
次に使う方が
いらっしゃいます。

*持ち込み基準の詳細はさいたま市ホームページに掲載されています。ダウンロードも可能です。

お持ち込み基準
詳細はこちら